

教育目標
たのしく
かしこく
せいいっぱい

ほけんだより

令和2年10月1日
NO.9
富岡市立高瀬小学校
保健室

インフルエンザの流行前に 変更のお知らせ(重要)

インフルエンザによる出席停止の報告書類が裏面のような「インフルエンザにおける療養報告書」へ変更になります。これは、今季の新型コロナ感染症対策のための対応になります。本日、配布した通知もご覧になっていただき、ご理解とご協力をお願いします。



10月の保健目標



正しい姿勢を
身につけよう



インフルエンザと診断された際の対応と手順

対応:群馬県教育委員会より

群馬県では、インフルエンザにかかり出席停止となった児童生徒が登校を再開する際には、医師の治癒証明書をいただいておりました。令和2年から令和3年におけるインフルエンザ流行期においては、新型コロナウイルス感染症対策のため、学校への提出書類を保護者が記入する「インフルエンザにおける療養報告書」に変更いたします。次回流行期以降の扱いにつきましては、改めてお知らせいたします。なお、医師の診断により発症から5日を経過せずに登校可能となった場合は治癒証明書が必要となります。

手順: 裏面に様式!「療養報告書」の見本(記入例)があります。



- (1) 受診時、医師に登校可能予定日を確認する。
- (2) 速やかに学校へ報告・連絡をする。
- (3) 「インフルエンザにおける療養報告書」を学校からもらう。または、学校のホームページから各家庭で印刷をする。
- (3) 「インフルエンザにおける療養報告書」に医師と確認した「発症日」を記録する。
- (4) 検温を定期的に行い、「解熱した日」を確認して記録する。
- (5) 回復し、出席停止期間の基準を満たしたら、保護者が記入した「インフルエンザにおける療養報告書」を持って登校し、学校に提出する。

★診断を受けた医療機関名・診察日・児童名・保護者名等の記入・押印も忘れずにお願いします。

出席停止期間のめやす表

発症後日数	0(発症日)	1	2	3	4	5	6	7	8日目
例1 発症から1日目に 解熱した場合	発熱	解熱							
例2 発症から2日目に 解熱した場合	発熱		解熱						登校可能
例3 発症から3日目に 解熱した場合	発熱			解熱					
例4 発症から4日目に 解熱した場合	発熱				解熱				
例5 発症から5日目に 解熱した場合	発熱					解熱			



インフルエンザの出席停止基準

「発症した後5日を経過した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで」

※「発症した後5日」、「解熱した後2日(幼児にあっては3日)」のどちらか一方のみの基準を満たした状態では登校再開とはなりません。登校再開には、両方の基準を満たす必要があります。